



# エリートエース

## 貴社グループ企業の役員を 包括的にお守りします。

いつ訴訟に巻き込まれるかもしれないビジネス環境の中でマネジメントの皆様  
安心して経営判断を行っていただくために!

「エリートエース(会社役員賠償責任保険)」はさまざまな補償を用意しています。  
エリートエースは、

**1 損害賠償請求の解決のために負担すべき争訟費用**

**2 公的な立入り調査を受けることとなった場合の  
弁護士への相談費用などの法的対応費用**

**3 法律上の損害賠償金**

に対して保険金をお支払いします。

### エリートエースの特徴

#### 役員はもちろん、経営に関わる従業員まで対象

役員(取締役、会計参与および監査役または執行役、執行役員)  
および管理者・監督者としての権限を行使しその行為に対し損害  
賠償請求を提起された従業員が対象となります。

#### 雇用関連賠償責任補償

役員・従業員を被保険者とする雇用関連賠償責任リスク(雇用差  
別、不当解雇、セクハラなど)を自動的に補償します。

#### 公的な調査への法的対応費用補償

公的な立入り調査を受けることとなった場合に、被保険者が負担  
した弁護士への相談費用など法的対応費用を補償します。

#### 子会社を包括カバー

会社法上の子会社を無記名で自動的にカバーします。また保険  
期間中において買収、設立した新規の子会社も補償することがで  
きます。(米国内に本拠地を置く場合等、一部除外があります。)

#### 外部取締役補償

契約者の役員の中で関連会社や団体の役員として派遣される場  
合に、その派遣取締役としての業務の遂行に起因して損害賠償請  
求がなされた場合にも対応します。

#### 保険金支払時に自己負担金の設定がありません。

自己負担額や自己負担割合の適用がありませんので、保険金が  
支払われる際、被保険者である役員や従業員の方が自己負担す  
ることはありません。

#### 全世界担保

日本国内のみならず、全世界を適用地域とすることができます。  
そして、世界各国で弊社スタッフおよび提携弁護士が問題の解決  
に当たります。

#### 約款は、2カ国語(日本語・英語)対応

国際的な事業展開にあわせ2カ国語対応となっています。日本お  
よび世界各国で保険の内容を確認するのが従来より容易になりました。

#### 役員退任後も、相続人も保険の対象です。

役員退任後に在任中の行為について訴訟が提起された場合でも  
保険の対象です。また、役員の方が死亡した場合の相続人も保険  
対象となります。(保険期間中に損害賠償請求が提起されたもの  
が対象となります。)

### エリートエースのアウトライン

#### 役員賠償責任補償

- 株主代表訴訟
- 第三者からの賠償



#### 雇用関連賠償責任補償

- 雇用差別
- 不当解雇
- セクハラ

# エリートエースの想定事故例

## 1 役員賠償責任補償

### ● 株主代表訴訟

新規事業の失敗で多大な損失となり、本業の業績が大幅に悪化したことから、新規事業への過大な投資判断に重大な過失があったとして、株主から役員に賠償を求める株主代表訴訟が提起されるケースが想定されます。

### ● 株主代表訴訟

従業員の不正（横領など）により、例えば会社の半期分以上の利益が喪失したことにより管理責任を問われ、社長・役員が株主代表訴訟で訴えられるケースが想定されます。

### ● 第三者からの賠償

経営判断の失敗により赤字に転落し、株主や投資家に対して従来の配当ができなくなり、その結果、株主や投資家が社長や役員に対して損害賠償請求するケースが想定されます。

### ● 第三者からの賠償

経営判断の誤りにより予想以上に財務内容が悪化し、その結果、銀行が融資をストップしたため従業員の給与・ボーナスが払えなくなり、従業員が社長や役員に対して損害賠償請求の訴訟を起こすケースが想定されます。

## 2 雇用関連賠償責任補償（雇用差別・不当解雇・セクハラなど）

### ● 雇用差別

同期の男性より昇進が遅れていることに不満を持った女性社員により、賃金が不当に低いとの理由で、社員が社長や役員に対して損害賠償請求するケースが想定されます。

### ● 不当解雇

業務縮小から社員のリストラを行った際に、以前から会社には不満を持っていた従業員グループから不当解雇として社長や役員に対して損害賠償請求するケースが想定されます。

## エリートエース（会社役員賠償責任保険）

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>貴社の役員（取締役、会計参与および監査役または執行役、執行役員）および従業員（※管理者・監督者としての権限を行使し、その行為に対して損害賠償請求を提起された従業員をいいます。）がその業務の遂行に伴う行為に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員、その他の第三者から損害賠償請求の提起を受けた場合において、</p> <p>①法律上の損害賠償金 ②損害賠償請求の解決のために負担すべき防御費用（訴訟費用、弁護士報酬、和解・調停費用およびこれらに付帯する調査費用）</p> <p>および、公的な調査にかかわる法的代理活動に対して支出した妥当な法的対応費用（弁護士相談費用、原因究明費用など）</p> <p>に対して保険金をお支払いします。</p>	<p>次に掲げる行為または事由に起因する損害賠償請求または調査に係る損害については、保険金をお支払いいたしません。</p> <p>①被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為（不作為を含みます。）または法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為 ②被保険者が違法に得た私的利益または便宜供与 ③被保険者が、米国1934年証券取引所法第16条b項（短期売買差益の返還義務）または他の法域における類似の法令（日本国の証券取引法第164条第1項を含みます。）に該当する、会社の有価証券の売買によって得た利益 ④初年度契約の開始日より前に手続が開始され、現在係属中の訴訟または過去の訴訟において申し立てられたものと同一の事実もしくは状況について申し立てられたまたは起因している訴訟もしくはその他の訴訟手続き ⑤米国において従業員退職所得補償法（ERISA法）により被保険者に課された責任もしくは義務を実際に履行しないことまたはその訴え ⑥保険期間中に、実際に行われたもしくは予定された有価証券の公募もしくは私募 ⑦身体の障害、精神障害、精神的苦痛、感情を害すること、病氣、疾病または死亡 ⑧財物の損傷または損壊 ⑨直接的であると間接的であると問わず、核物質の危険性もしくはあらゆる形態の放射能汚染 ⑩関連会社または関連会社の議決権のある発行済株式の20%を超える株式を保有する株主による被保険者に対する提起</p>

### ■ 共同保険契約について

弊社および他の損害保険会社との共同保険となる場合には、各引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独個別に責任を負います。弊社は幹事保険会社として他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払その他の業務または事務を行っております。

### ■ お客様に関する情報の取扱いについて

弊社は、保険契約申込書等から得たお客様に関する情報（保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。）の取扱いについて以下の通りとさせていただきます。なお、詳細については、弊社ホームページ（<http://www.ace-insurance.co.jp>）をご覧ください。

#### (1) 主な利用目的について

1. 弊社または弊社のグループ会社が取り扱う損害保険の案内、募集および販売
2. 上記1.に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
3. 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
4. 適正な保険金・給付金の支払
5. 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
6. その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

#### (2) 第三者への情報提供について

- ・法令に基づく場合
- ・弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- ・弊社のグループ会社・提携先企業、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

### ■ 保険会社破綻時の取扱い

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、解約返れい金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。会社役員賠償責任保険のご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返れい金が、下記の割合によって補償されます。

ご契約の種類	保険金支払い	解約返れい金
会社役員賠償責任保険※	<ul style="list-style-type: none"> <li>●破綻後3ヶ月間は、保険金を全額支払（補償割合100%）</li> <li>●3ヶ月経過後は、補償割合80%</li> </ul>	補償割合80%

※ご契約者が、個人・小規模法人・マンション管理組合である場合に補償の対象となります。本制度の具体的な内容については弊社ホームページ（<http://www.ace-insurance.co.jp>）をご覧ください。

●このちらしは「エリートエース（会社役員賠償責任保険）」の概要を説明したものです。保険商品の運用はエース損害保険株式会社の会社役員賠償責任保険によります。

取扱代理店

「やすらぎ」の設計が私たちの使命です。

**保険システム株式会社**  
INSURANCE SYSTEM CO.LTD

〒950-0087  
新潟市中央区東大通2-4-1 新潟パナソニックビル6F  
TEL 025-243-7374 FAX 025-243-0921  
E-MAIL yasuragi@hokensystem.co.jp  
URL <http://www.hokensystem.co.jp>

引受保険会社

**エース損害保険株式会社**  
ace insurance

本社  
〒153-0064 東京都目黒区下目黒1-8-1 アルコタワー  
TEL: 03-5740-0602 (代)  
<http://www.ace-insurance.co.jp>